

令和 7 年 5 月 1 5 日提出

令和 7 年 5 月那須塩原市議会
招集会議議案

那須塩原市

令和7年5月那須塩原市議会招集会議付議事件

議案番号	件名	主管
議案第41号	令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）	総務部
報告第5号	専決処分の報告について〔那須塩原市税条例の一部改正〕	総務部
報告第6号	専決処分の報告について〔那須塩原市都市計画税条例の一部改正〕	総務部
報告第7号	専決処分の報告について〔那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正〕	総務部
報告第8号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定〕	保健福祉部
報告第9号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部
報告第10号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	教育部

議案 第41号

令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和7年5月15日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月15日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、那須塩原市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市税条例の一部を改正する条例

那須塩原市税条例（平成１７年那須塩原市条例第６４号）の一部を次のように改正する。

第８２条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０
キロワット以下のもの 年額 ２，０００円

第８９条第２項第５号中「定格出力」の次に「（第８２条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第９０条第２項中「身体障害者等又は」を「身体障害者等若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第１０条の２第２３項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、同条第２４項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同条第２５項中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同条第２６項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第１０条の３中第９項を削り、第１０項を第９項とし、第１１項から第１４

項までを1項ずつ繰り上げ、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の那須塩原市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告 第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月15日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、那須塩原市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市都市計画税条例の一部を改正する条例

那須塩原市都市計画税条例（平成１７年那須塩原市条例第６５号）の一部を次のように改正する。

附則第６項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改める。

附則第７項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改める。

附則第８項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第１２項及び第１３項中「附則第９項」を「附則第１０項」に改める。

附則第１６項中「附則第９項及び第１１項」を「附則第１０項及び第１２項」に、「附則第９項及び第１２項」を「附則第１０項及び第１３項」に、「附則第１０項、第１２項及び第１３項」を「附則第１１項、第１３項及び第１４項」に改める。

附則第１７項中「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」を「第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の那須塩原市都市計画税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告 第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月15日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、那須塩原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那須塩原市国民健康保険税条例（平成17年那須塩原市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の那須塩原市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告 第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月15日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月25日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定について

令和7年2月12日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側工作物の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定める。

- | | |
|---------|-------------------|
| 1 損害賠償額 | 30,800円 |
| 2 相手方 | 栃木県宇都宮市〇〇
〇〇〇〇 |

報告 第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月15日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和7年2月14日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側工作物の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- | | |
|---------|--|
| 1 損害賠償額 | 660,000円 |
| 2 和解の内容 | 相手側の損害額は660,000円とし、過失割合は市側が100パーセントとする。
市は、上記損害額を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。 |
| 3 相手方 | 東京都中央区〇〇〇〇
〇〇〇〇 |

報告 第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月15日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月4日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年12月6日、矢板市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 442,330円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は442,330円とし、過失割合は市側が100パーセントとする。
市は、上記損害額を相手方及び相手方車両の修理先等に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 栃木県矢板市〇〇
〇〇〇〇